居宅介護支援重要事項説明書

1 相談窓口

(1) 電話番号: 082-848-2639 (2) FAX 番号: 082-848-7333

(3) 担当者 : 妹尾 崇

(4)受付時間: 午前8時30分~午後5時30分

2 指定居宅介護支援事業者

(1)法人名 : 社会福祉法人 広島良城会

(2) 所在地 : 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号

(3) 電話番号: 082-848-2626 (4) 代表者氏名: 理事長 城谷 良文

3 事業所の概要

(1)事業所の種類: 指定居宅介護支援事業所

(2)事業所名称 : ゆうあい居宅介護支援事業所

(平成28年8月1日 広島市指定第3470212329号)

(3) 所在地 : 広島市安佐南区伴東二丁目30番11号

(4) 電話番号 : 082-848-2639

(5)管理者氏名 : 妹尾 崇(6)事業の目的及び運営方針

事業の目的

介護保険法等の関係法令に従い、利用者が可能な限り居宅においてその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて適切な居宅介護支援を提供することにより、利用者の日常生活の便宜及び介護する方の負担軽減を図ります。

運営方針

利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健医療サービス又は福祉サービスを提供 する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

(7)事業の実施地域

広島市(似島町、宇品町を除く)

(8) 営業日及び営業時間

月曜日~金曜日 午前8時30分~午後5時30分

(休業日:土曜日、日曜日、祝日、12月29日~1月3日)

4 職員の体制

職種	従事するサービスの内容	人 数
管理者(主任介護支援専門員)	事業所の従業員の管理及び業務の実施状況の把 握及び業務の管理を一元的に行う	1名(介護支援専門員と兼務)
介護支援専門員	要介護者及び要支援者の依頼に基づき、その状況を調査・把握し、介護サービス計画書作成するとともに、他機関のサービス事業者と連絡調整、介護保険施設の紹介等を行う。	1名は管理者と兼務 1名は専従

5 提供する指定居宅介護支援等の内容

指定居宅介護支援は利用者の介護に資するように行い、医療サービスとの連携に十分配慮して行います。利用者が生活機能の改善を実現するための適切なサービスを選択するよう、目標指向型の計画を作成します。提供する指定介護居宅支援等の質の評価を行い、常にその改善を図ります。

(1) 居宅介護サービス計画等の作成

事業者は担当職員に介護サービス計画の作成に関する業務を担当させます。

利用者の居宅への訪問頻度の目安として、要介護認定有効期間中少なくとも1月に1回 訪問させていただきます。

- ① 当該地域における指定介護サービスを行う者とその者(以下「指定介護サービス事業者等」といいます。)に関するサービスの内容、利用料等の情報を公平かつ適正に利用者 又はそのご家族に対して提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
 - 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙1のとおりです。
- ② 利用者について、その有している生活機能や健康状態、置かれている環境等を把握したうえで、利用者及びそのご家族の意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援すべき総合的な課題を把握します。
- ③ 課題の把握にあたっては、利用者の居宅を訪問し、利用者及びそのご家族に面接して行います。
 - (ア)利用者が目標とする生活、専門的観点からの目標と具体策、及びその家族の意向を踏まえた具体的な目標、その目標を達成するための支援の留意点及び指定居宅サービス事業者等が目標を達成するために行うべき支援内容及びその期間等を記載した居宅サービス計画の原案を作成します。利用者は担当職員に対し、複数の指定介護サービス事業者等の紹介を求めることや、介護サービス原案に位置づけた指定介護サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。
 - (イ) 居宅サービス計画原案に位置づけた指定介護サービス等について、保険給付等の対象となるかどうかを区分したうえで、サービスの種類、内容、利用料等について利用者から文書による同意を得ます。
- ④ 居宅サービス計画作成後の便宜の供与
 - (ア) 居宅サービス計画の実施状況の把握を行い、居宅サービス計画の変更、指 定介護サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。
 - (イ) 利用者及びご家族との連絡を継続的に行います。
 - (ウ) 利用者の意向を踏まえ、要介護認定等必要な支援を行います。
- ⑤ 介護保険施設への紹介等

利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又は利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望する場合には、介護保険施設への紹介その他の援助を行います。

⑥ 小規模多機能型居宅介護事業所との連携

利用者が居宅サービスから小規模多機能型居宅介護の利用へ移行する前に、利用者の必要な情報を小規模多機能型居宅介護事業所に提供し、当該事業所における介護サービス等の利用に係る計画の作成等に協力します。

6 入院時の対応

病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えてください。またその場合に備えて、担当職員の氏名並びに当該事業所の名称及び連絡先等について記載したものを、介護保険被保険者証や健康保険被保険者証等とともに保管しておいてください。

7 料金

事業所が提供した居宅介護支援に要した費用については、介護保険法第58条第4項の規定に基づいて、事業所が受領(法定代理受領)する場合は、利用者の自己負担はありません。

- 2 前項の規定に関わらず、利用者の介護保険料の滞納等により、事業所が法定代理受領をできない場合は、居宅介護支援に要した費用について、利用者が下表に定める額を負担します。
- 3 前項の場合において、事業所は当該居宅介護支援に要した費用等を記載した居宅介護支援 提供証明書を利用者に交付します。

「指定居宅介護支援に要する費用」

地域区分单価 10.70

	介護度	単位数 (月額)	料金(月額)	負担金
居宅介護支援費I	1 • 2	1,086	11, 620	0
后七月 喪又饭賃 I	3 • 4 • 5	1, 411	15, 097	0

加算	中山間地域等における小規模事業所加算	10/100 加算		
	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	5/100 加算		
	初回加算	1月につき +300単位		
	緊急時等居宅カンファレンス加算	1回につき +200単位(1月2回まで)		
	入院時情報連携加算(I)	1月につき +250単位		
	入院時情報連携加算(Ⅱ)	1月につき +200単位		
	退院・退所加算	カンファレンス: 無 有		
		1 回 450 単位 600 単位		
		2 回 600 単位 750 単位		
		3 回 900 単位		
	通院時情報連携加算	1月につき +50単位		
	ターミナルケアマネジ゛メント加算	+400 単位		

※運営基準減算の場合 50/100 (2月以上継続している場合 0/100)

※特定事業所集中減算の場合 1月に -200単位

通常の事業の実施地域を越える場合の交通費 実施地域を越えた時点から1km当たり10円)

8 料金の支払方法

料金は、1月ごとに計算し、毎月10日までに前月分の請求をいたしますので、請求のあった日から30日以内にお支払ください。

9 契約期間

契約の期間は、利用者の要介護認定の有効期間の満了日までとなります。 ただし、契約の期間の満了日の7日前までに利用者から契約終了の申出がないときは、この 契約は次の要介護認定の有効期間の満了日まで自動更新されます。

10 契約の終了

- (1) 次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約は終了します。
 - ① 利用者が死亡したとき
 - ② 利用者が要介護認定を受けられなかった場合(要支援、自立)3 カ月以内の退院が見込まれない場合

- (2) 利用者が特定施設入居者生活介護、小規模多機能型居宅介護又は認知症対応型共同生活介 護の利用を開始したとき
- (3) 契約の有効期間中、この契約を解約することができます。この場合には、契約終了を希望 する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

また、以下の事項に該当する場合には、直ちに契約を解約することができます。

- ① 事業者が、正当な理由なく、介護保険法令及びこの契約書に定めた事項を遵守せずにサービスの提供を怠ったとき
- ② 事業者が守秘義務に違反したとき
- ③ 事業者が故意又は過失により利用者及びそのご家族の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為(ハラスメント行為を含む)、その他この契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- (4) 事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、この契約を解除することができます。
 - ① 指定居宅介護支援の提供にあたり、甲が心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知などを行い、その結果、この契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
 - ② 利用者が、故意又は重大な過失により事業者若しくは担当者の生命・身体・財産・信用等を傷付け又は著しい不信行為(ハラスメント行為を含む)を行うことなどによってこの契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

11 虐待防止に関する事項

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待防止のため次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ・虐待を防止するための指針の整備
- ・虐待を防止するための委員会の開催と従業者に対する研修の実施
- ・その他虐待防止のために必要な措置

事業者はサービス提供中に、当該事業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に 養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、 これを市町村に通報するものとする。

12 衛生管理等

事業者は、感染症の予防及びまん延防止のために次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

・感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する指針を作成し、研修や訓練を 実施し感染対策の資質向上に努めます。

13 業務継続計画の策定

事業者は感染症や非常災害が発生した場合には事業を継続ができるよう計画(BCP)を策定し、研修の実施訓練を定期的に行い対策を講じます。

14 損害賠償

利用者に対するサービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により、利用者に損害を及ぼしたときは、速やかに損害を賠償します。但し、利用者又はそのご家族に重大な過失があるときは、賠償額を減額することがあります。

12 苦情受付

サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

苦情·相談受付窓口(担当者) : 妹尾 崇

連絡先 : 082-848-2639

サービス提供に関する苦情や相談は、下記の期間にも申し立てることができます。

- · 広島市健康福祉局高齢福祉部介護保険課
- 広島県国民健康保険団体連合会

(別 紙1)

当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況について

① 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉 具貸与の各サービスの利用割合

訪問介護24%通所介護44%地域密着型通所介護15%福祉用具貸与62%

② 前6か月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合

訪問介護	ヘルパーステーションくれよん36%	サンキウェルビィ祇園 23%	ヘルハ゜ーステーション絆 11%
通所介護	IGLデイサービスシャレー26%	デイサービスセンター友愛園 18%	ふれあいデイサービス安
			佐南 14%
地域密着型通所介護	リハビリデイサービスDo!たなか	ポシブル広島西 22%	デイサービスセンターさく
	24%		ら 22%
福祉用具貸与	パナソニック安佐南 32%	福祉スタジオ 17%	深川医療器 16%

令和6年9月1日現在

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供の開始にあたり、事業者は、本書面により重要事項の説明を行い、利用者はこれを了承しました。

指定居宅介護支援事業者 社会福祉法人 広島良城会 説明者 ゆうあい居宅介護支援事業所

氏名 印

利用者 住所

氏名

代理人 住所

氏名